

新潟市立木崎中学校 いじめ防止基本方針

文部科学省及び新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校教員の責務（第8条）から、「いじめ」は絶対に許されない行為として、いじめ防止基本方針を策定する。また、当校に在籍する生徒の保護者、地域や関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び発見に取り組み、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する。

I いじめ防止に向けた基本的な考え方

1 基本理念

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる深刻な人権問題である。このことを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

いじめとは、当該生徒が一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法」より

この定義により、事案が次の4つの要件にすべて当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている

「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする（プライベートゾーンを含む）
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決して「いじめ」を行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

3 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることがなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は、全力をあげていじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないものとする。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し、生徒・教職員・保護者・地域と連携して全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級、学年、部活動などが望ましい集団となるように指導の充実を図り、生徒一人ひとりの自己存在感・自己有用感・自己肯定感を高めるよう努める。

- (3) 生徒の温かい心や豊かな心を育むために、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。
- (4) 「予防」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態に対する対策については別に項目を設ける。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) 予防・早期発見に関すること

- ① 特別活動（学級活動・生徒会活動・学校行事）を充実させ、生徒一人ひとりの自己存在感・自己有用感・自己肯定感を高める。
- ② 学級、学年、部活動などでの望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動及び人権教育の充実を図る。
- ③ 生徒の変化を適切にとらえるために、毎月1回「学校生活アンケート」を実施するとともに、毎日の生活ノートの有効活用を図る。アンケートは市教委から提示された「仲間とのかかわりについて」のアンケートと同様のものである。（市教委は年3回行う指導あり）
なお、アンケート結果は決められた期間において保管する。
- ④ 生徒会が主体となり、いじめ根絶に向けた啓発活動を実施する。
- ⑤ 教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平素から生徒との関りを深め信頼関係を構築するとともに、いじめの兆候を察知した場合は、速やかに生徒指導主事及び管理職に報告・連絡・相談する。また、即時、校内いじめ対応ミーティングを開催し、その情報を全職員で共有し理解する。
- ⑥ 生徒同士、生徒と教職員、教職員同士のコミュニケーションから信頼関係の構築を図る。
- ⑦ 保護者と教職員との信頼関係の確立を図る。
- ⑧ 教育相談活動（定期相談2回と適宜の相談）の充実を図る。
- ⑨ 校内研修等を通じて、教職員のいじめに対する意識と対応力を高める。
- ⑩ 人権尊重に関する外部講師を招いての講演会、講話などを開催する。

(2) 対応に関すること

- ① いじめの兆候又はいじめが認知された場合には、いじめ初期対応の基本的な流れに基づき校内いじめ対応ミーティングを開催し、迅速かつ適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ② 常に被害者の立場に立った対応を心がける。
- ③ いじめられた生徒への対応
ア いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼される人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応する。
- ④ いじめを行った生徒への対応
ア 速やかにいじめをやめさせたうえで、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取に当たっては、個別に行うなどの配慮をする。
イ 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに継続して助言を行う。いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
ウ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導に当たり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。
- ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ
ア いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みや共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた観衆、見て見ぬふりをしていた傍観者として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。観衆や傍観者の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教

職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

イ いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりを大切にする学級経営を進める。また、すべての教職員が支援し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓にするとともに、いじめに関わった生徒への指導をとおして、背景や課題を分析し今後の生徒指導に活かす。その上で、人権尊重の観点に立ち、生徒に自律的な行動を促すための力を育んだり、異なる考えをもつ他者と良好な人間関係を築くことができたりするよう適切に支援する。

⑥ 対応の各段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

ア いじめ情報のキャッチ

- ・管理職への報告を確実に行う
- ・校内いじめ対応ミーティングを開催する
- ・見守り体制を整備する

イ 正確な実態把握

- ・正確で偏りのない事実調査を行い、全体像を把握する
- ・時系列に記録する

ウ 指導体制と方針の決定

- ・校内いじめ対応ミーティング又は校内いじめ対応組織で方針を決定する
- ・ねらいを明確にし、指導の役割分担をする

エ 子どもへの支援・指導

- ・被害生徒を全力で支援し、心配や不安を取り除く
- ・加害生徒が事態の問題点を理解し内省を図るとともに、毅然とした指導を行う

オ 継続した支援・指導

- ・保護者と連絡をとり、事実と具体的な対策を話す
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う
- ・事後の経過観察を正確に行う

(3) 相談に関すること

① 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。

② 教育相談の充実を図る。

ア 教育相談週間（年間2回）

イ チャンス相談の効果的实施

③ SC 及び SSW 等を効果的に活用し、幅広い情報収集に努める。

④ 学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐため、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。

⑤ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

(4) 連携に関すること

① PTA 活動や保護者懇談会、部活動保護者会等あらゆる場面や機会を利用して、保護者との連携を図る。

② 学校だより、学校ホームページ等を通して適切な情報提供に努め、積極的に地域との連携を図る。

③ 学校運営協議会（コミュニティ木崎村梨の花部会）において、地域や関係機関との連絡を十分に深めておく。

(5) 組織に関すること

学校内で以下のような組織を設置し、いじめ問題に取り組む。

① いじめ対策委員会

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、当該学年生徒指導、当該学級担任とする。定例会を開催するとともに、必要に応じて適宜開催する。役割は以下のとおりとする。

ア いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめへの対応

- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 各取組の有効性の確認
- カ いじめ防止基本方針の見直し

② 生徒指導部会

校内の生徒指導担当職員による情報交換会を週1回開催する。

③ 生徒指導情報交換会

年度当初と職員会議ごとに毎月開催する。教職員が問題傾向を有する生徒の現状や指導について、情報共有と指導の共通理解を図る。状況に応じて臨時に開催することもある。

④ 運営委員会

週に1回開催し、校内の生徒指導に関する情報交換や対応について協議する。構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任とする。

⑤ 中学校区いじめ防止連絡協議会

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ未然防止に向けた取組について協議し、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図る。学校運営協議会（コミュニティ木崎村梨の花部会）をこれに充て、各学校における児童生徒のいじめに関する実態やいじめの防止に係る取組について情報交換を行い、対策の共有を図る。また、学校間の連携強化による取組を推進する。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

情報通信機器の発達による情報社会の進展は、生徒を取り巻く環境においても大きな影響を与える。スマートフォンによるSNSの利用、学習用端末の適切な使用については、以下の対策を講じる。

(1) 学校で行う対策

- ① 携帯電話やスマートフォンについては、校内への持込み及び校内での使用はしない。
- ② 学級活動や総合的な学習の時間において、インターネットやトラブルに関する指導を行う。
- ③ 情報モラルについて、インターネットやSNSの長所と短所を指導する。生徒指導部を中心に各教科との関連を図り、効果的に指導する。
- ④ 学習用端末の使い方の観点から、1日の生活におけるメディアの正しい利用について生徒が主体的に取り組めるよう指導する。
- ⑤ 学区内小学校と連携し、メディアコントロールについて考える取組を設定し、意識を向上させ、家庭との連携を図る。
- ⑥ 書き込みへの対応については、被害生徒の意向を尊重し、書き込みの削除依頼を保護者に行う。原則、削除は保護者が行うものとし、学校は当該生徒・保護者への精神的ケアに努める。必要に応じて、教育委員会や警察、関係機関と連携して対応する。

(2) 家庭に対して行う対策

- ① 入学説明会や保護者会などの機会を利用して、SNSトラブルに関する啓発活動を行う。
- ② 生徒が所持する通信機器等の利用は、保護者の責任及び監督の下で行われるよう要請する。ネット上での不適切な書き込み等があった場合、保護者の依頼や相談を受け、学校として可能な範囲で対応する。必要に応じ、問題箇所を確認し、その箇所を印刷・保存することを依頼する。いじめ対策委員会で対応を協議し、聞き取り調査や被害生徒へのケアが考えられる。
- ③ 生徒がSNSでトラブルを起こしたり、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態が生じたりした場合や、インターネットの過度な利用により学校生活に支障を来している場合は、保護者と相談する機会を設け、連携を行う。

(3) 発生時の対応

- ① II2(2)に準じて対応するが、必要に応じて教育委員会や警察、関係機関と連携を密にして速やかに現況が改善されるよう努める。
- ② 被害生徒と保護者への支援、加害生徒と保護者への指導を十分行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

III 重大事案発生の対処について

1 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会

の指導の下、いじめを受けた生徒の心身の安心・安全、安定の確保を最優先に取り組む。

また、いじめに関する事実を徹底的に調査解明し対処に当たる。なお、重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあった場合は、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

2 重大事態の意味

生徒がいじめを受けたことにより

- (1) 生徒自殺を企図した場合
 - (2) 身体に重大な被害を負った場合
 - (3) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (4) 精神性の疾患を発症した場合
 - (5) 被害生徒が相当期間欠席することを余儀なくされていると疑われる場合
- 等の状況をいう。

3 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態に関わる情報を収集・整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに市教委に報告し、その後の対応・調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきであると認められたときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求める。

平成 27 年 8 月 27 日策定
令和 7 年 1 月 最終改定